議事要旨(4)実務対応報告公開草案第20号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」のコメントについて

吉田専門研究員、片山専門研究員より、資料 審議事項(4)「公開草案に対するコメントの公表」及び「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」の文案に基づき、主として公開草案に対するコメントの概要(資料 審議事項(4)参照)及びコメントへの対応としての公開草案からの文案の変更点についての説明が行われた。なお、当実務対応報告案は次回の企業会計基準委員会での議決を予定している。

当実務対応報告案の修正に対する、委員等による主な質疑及び意見は次のとおりである。 販売目的のソフトウェア取引における「納品することを目的とする販売」という表現 について、納品を目的とするのではないので、表現を改めるべきとの意見があり、事 務局より文案を修正することで対応する旨が回答された。

ソフトウェア取引の実在性、一定の機能を有する成果物の提供の完了、対価の成立という事実の存在について疑義が生じる場合に、それらの事実の存在についての客観的な説明を作業完了の報告書等により行うことが例示されている。この場合の報告書は企業(ベンダー)が作成するものという理解でいいのか質問があった。これに対し、事務局より、作成者が誰かということではなく、報告書の内容が顧客(ユーザー)との間で合意され、共有されていることが必要なのではないか、という見解が示された。複合取引について財である機器(ハードウェア)とソフトウェアを販売するケースについて、両者が有機的一体として機能する場合においても、現行の実務慣行を踏まえ、顧客(ユーザー)との契約上、ユーザーニーズにより機器(ハードウェア)を先行納入する場合には、当該機器(ハード)についてソフトウェアの収益認識時点と区分して、その納品完了時に収益認識することも認める旨を明記してほしい、との意見があり、引き続き検討することとなった。

複合取引の収益認識時点における「財については成果物の提供が完了した時点で」という表現に関して、「財」が機器 (ハードウェア) とソフトウェアを指し、その各々の成果物の提供が完了した時点であること、さらに、機器の据付調整作業について機器とは別に収益認識するのが適当な場合もあることについて、より明確に規定すべきとの意見があり、文案の修正による対応を検討することとなった。

適用時期等に関し、公開草案に対するコメント等を踏まえ、事務局より「適用にあたっての留意事項」として、本実務対応報告案の適用が大規模なシステムの変更や取引内容の見直し等の取引相手を含めた多大な対応を要することから、その対応を含めた適用は平成19年4月1日以後開始する事業年度から行うとする代替案が示された。複

数の委員より、代替案について以下のような異なる見解が示された。

- 代替案であれば受け入れ可能だが、その前提として、官公庁等現在は検収書をあまり発行しない慣行があるユーザーについては検収書発行の協力が不可欠であるという意見があった。
- 平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの適用については、大規模なシステム変更や取引内容の見直し等の多大な対応が必要とされる企業のみが認められるのか、それとも対応が必要でない企業についても認められるのかについては明確ではない。この点については、その場合の適用企業を限定的とした方がいいのではないかとの意見と、対応が必要とされる企業のみが認められるという理解がなされないように明確にすべきとの意見があった。これに対し、事務局より、基本的な考え方は公開草案から変わっていない旨の回答があったが、文案については引き続き検討することとなった。
- 実務対応報告案に規定されている取引内容の実行は、大規模な企業だけでなく中小規模のソフトウェア請負業にとっても決して容易ではないのであって、その旨を踏まえた文章とすべきであるとの意見があり、文案について引き続き検討することとなった。
- 企業により適用時期が異なる可能性があるが、適用時期に関する追加情報の記載に ついて混乱が生じるおそれがあるため、追加情報の記載は求めない旨の規定を設け られないかとの意見があり、引き続き検討することとなった。

以上